



内閣府

地方分権改革の推進について

内閣府特命担当大臣（地方分権改革） 新藤 義孝

平成26年6月11日

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための 関係法律の整備に関する法律（第4次一括法）の概要

平成26年5月28日成立
平成26年6月4日公布

1. 第4次一括法について

地方分権改革推進委員会の勧告のうち、残された課題である国から地方公共団体への事務・権限の移譲等を推進するとともに、第30次地方制度調査会答申（平成25年6月25日）で示された都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等を推進するため、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」（平成25年12月20日閣議決定）を踏まえ、関係法律の整備を行うもの。
（63法律を一括改正）

2. 改正内容

国から地方公共団体への事務・権限の移譲等

【例】

- ・看護師など各種資格者の養成施設等の指定・監督等（10条等）
- ・商工会議所の定款変更の認可（38条）
- ・自家用有償旅客運送の登録・監査等（44条）

都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等

【例】

- ・県費負担教職員の給与等の負担、県費負担教職員の定数の決定、市町村立小中学校等の学級編制基準の決定（5条等）
- ・病院の開設許可（17条）
- ・都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）に関する都市計画の決定（45条）

3. 施行期日

平成27年4月1日（体制整備に特に時間を要するものについては個別に定める日）

※ 「見直し方針」に基づき、移譲された事務・権限が円滑に執行できるよう、地方税、地方交付税や国庫補助負担金等により、確実な財源措置を講ずるとともに、マニュアルの整備や技術的助言、研修や職員の派遣などの必要な支援を実施。

個性を活かし自立した地方をつくる

～地方分権改革の総括と展望(ポイント)～

- 地方分権改革は、平成5年衆参両院の「地方分権の推進に関する決議」を起点に、**20年を経過**
- 第1次安倍内閣で設置した地方分権改革推進委員会の勧告事項について、一通り検討を行い、数多くの改革を実現
 - … 権限移譲等(国→地方 66事項(実施率69%)、都道府県→市町村 113事項(67%)、義務付け・枠付けの見直し(975事項(74%))

新たなステージにおける地方分権改革

- **従来からの課題への取組に加え、地方の「発意」と「多様性」を重視した改革を推進**
 - ・ 地方に対する権限移譲・規制緩和の提案を募る「**提案募集方式**」を開始
(募集期間 5月20日～7月15日)
 - ・ 権限移譲に当たり、「**手挙げ方式**」を導入
 - ・ 地方分権改革有識者会議の「**専門部会**」を活用して、議論を深掘り
- **優良事例集の作成、SNSの活用や全国シンポジウムの新規開催(6月30日)等により、情報発信を強化**
 - ・ 国民が地方分権改革の成果を実感することで改革の推進力に

地方分権改革における「提案募集方式」の概要

(「地方分権改革に関する提案募集の実施方針」を平成26年4月30日に地方分権改革推進本部で決定)

1 提案の対象

- ①地方公共団体への事務・権限の移譲(全国一律の移譲が難しい場合には、手挙げ方式の提案も可。)
- ②地方に対する規制緩和(義務付け・枠付けの見直し及び必置規制の見直し)
 - ※ 従来の委員会勧告で対象外としていた事項も提案可能(本府省の事務・権限の移譲、補助要綱に基づく規制緩和など)

2 提案主体

- ①都道府県、市区町村 ②一部事務組合、広域連合 ③地方六団体等(共通課題を有する複数の団体等も含む)

3 スケジュール

- 5月20日～7月15日 提案主体からの提案募集を受付
 - ・ 制度改正の必要性(制度改正による効果、現行制度の具体的支障事例など)等を示して提案するよう求める。
- 7～11月 政府における検討
 - ・ 受け付けた提案は内閣府が実現に向けて関係府省と調整。関係府省と提案団体との間のやり取りを重ねる。
 - ・ 地方分権改革有識者会議又は専門部会で集中的に調査・審議。
- 12～3月 対応方針の決定
 - ・ 年末までに対応方針を地方分権改革推進本部決定及び閣議決定。
 - ・ 通常国会に所要の法律案を提出。

※ 提案内容、提案団体と関係府省とのやり取り、最終的な調整結果等は、内閣府のホームページで公表。